

佐渡市奨学金 所得要件(高校)

申込者の保護者(父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人)の1年間の「認定所得金額」が「所得基準額」以下であること。

1 認定所得金額

以下の(1)の「所得金額」から(2)の「特別控除額」を差し引いた金額を認定所得金額とする。

(1) 所得金額

ア 給与所得等の場合

下表により年間総収入金額から所得金額を計算する。

なお、年間総収入金額は、給与収入(所得・課税・扶養証明書記載の給与収入)、失業給付、年金収入の合計額とする。

年間総収入金額(1万円未満切捨て)	所得金額(1万円未満切捨て)
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	年間総収入金額－486万円

イ 前記ア以外の所得の場合

所得・課税・扶養証明書記載の所得額を所得金額とする。(1万円未満切捨て)

なお、所得額がマイナスである場合、所得金額は0円とする。

(2) 特別控除額

次ページの「特別控除額表」のとおり

2 所得基準額

世帯人数	所得基準額	備考
2 人	229万円	・世帯人数とは、同居別居にかかわらず、申込者と生計が同じ人(同一生計)の人数であり、独立していて別生計にある兄弟姉妹・祖父母などは含めない。 ・世帯人数が8人を超える場合は、1人増すごとに16万円を加算する。
3 人	264万円	
4 人	286万円	
5 人	307万円	
6 人	325万円	
7 人	341万円	
8 人	357万円	

特別控除額表

	特 別 控 除 額			
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人あたり) ※本人を含む ※対象外 予備校、各種学校、防衛大学校、 海上保安大学校、職業訓練校、 専修学校一般課程等	本人分控除		28万円	
	小学校		8万円	
	中学校		16万円	
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国・公立	28万円	47万円
		私 立	41万円	60万円
	高等専門学校	国・公立	36万円	55万円
		私 立	60万円	80万円
	大学 ・ 短大 専修学校	国・公立	59万円	102万円
私 立		101万円	144万円	
母子・父子世帯	49万円			
障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき		86万円	
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 診療代、治療代、医薬品代等に限り、 <u>食費等は対象としない。</u>			
主たる家計維持者が別居して いる世帯	別居のため特別に支出している年間金額(71万円を限度とする) 住居費、光熱水費等に限り、 <u>交通費、食費等は対象としない。</u>			
災害、風水害、盗難等の被害 を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は、生活費を得るための基本な 生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支 出増又は収入減になると認められる年間金額			

※該当する控除事由が2つ以上ある場合は、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。